

非常変災時における措置 令和2年度版

1. 午前7時の時点

枚方市に「特別警報」が発表中の場合
⇒ 臨時休業とする。（給食なし）

枚方市に「暴風警報」又は「暴風雪警報」、「洪水警報」が発表中の場合
⇒ 自宅で待機する。

* 午前7時までに警報が解除された時⇒午前8時30分に登校（給食あり）
（通常授業）

2. 午前9時の時点

枚方市に「暴風警報」又は「暴風雪警報」、「洪水警報」が発表中の場合
⇒ 引き続き自宅で待機する。

* 午前9時までに警報が解除の時 ⇒午前10時30分に登校（給食あり）
（3時限目の授業より開始）

3. 午前10時の時点

枚方市に「暴風警報」又は「暴風雪警報」、「洪水警報」が発表中の場合
⇒ 引き続き自宅で待機する。

* 午前10時までに警報が解除の時 ⇒午前11時30分に登校（給食あり）
（4時限目の授業より開始）

4. 正午の時点

枚方市に「暴風警報」又は「暴風雪警報」、「洪水警報」が発表中の場合
⇒ 臨時休業とする。

* 正午までに警報が解除の時 ⇒午後1時15分に登校（給食なし）
（5時限目の授業より開始）

- * 特別警報・暴風警報・暴風雪警報・洪水警報が、枚方市に発表されている場合の措置です。
- * 生徒の在校中に「暴風警報」「暴風雪警報」「洪水警報」が発表されたときはすみやかに下校させる、あるいは学校に待機する等、雨量等、状況により判断します。
「特別警報」が発表された場合は、原則として学校待機させます。
- * なお、休日の部活動についても、上記の措置に準じます。
- * 警報発表による給食中止の場合でも既に食材等を購入しているため給食費の返金が行われませんのでご了承ください。